

【事案VI-4】契約無効および掛金返還請求

・平成30年6月15日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、建物共済契約を相続して契約者となっているが、平成20年に当初契約をした当事者である申立人の父については、共済の知識が皆無であり、被申立人の担当者が助言および支援をしたはずであるが、契約者にとって有利な内容になっていなかったことを理由として、契約無効および既払込共済掛金の返還を主張して申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、建物共済契約の契約無効により、既払込掛金817,137円を返還せよ、との判断を求める。

- (1) 本件契約は平成20年3月に申立人の父が契約者となって締結した。同年3月末に契約者の父が死去し、申立人が当該契約の権利義務を相続した。その後、平成29年3月にフェンスが損傷して共済金を請求したが、フェンスに関する特記がないため共済目的外として支払対象外とされたことをきっかけに、契約内容を再検討した結果、同年10月に本件契約を解約した。またその過程において、当初契約締結時における被申立人側の説明不足等の落ち度を認識し、本件裁定申立をするに至った。
- (2) 本件契約締結時において、次のとおり契約取扱担当者の対応に違法性があった。
 - ① 契約当時高齢であった父および母は、共済の知識は皆無であり、独力で契約申込書の記入を行なうことはできず担当者が助言および支援したはずである。
 - ② 被申立人は、目的物のアパートについて施工から融資まで関与しており、建築見積額等の情報を保有していたため、契約者側からの告知がなくても申込書の告知事項を事前に印字することができた。しかるにフェンスを共済目的に含める特記について、契約者にはそのような知識はなかったにもかかわらず、担当者はそれに関する説明を怠ったと考える。
 - ③ 付保割合（物件の再取得価額と共済金額の割合）80%または100%で契約した方が有利であるが、本件契約は再取得価額4,016万円に対して3,500円で設定されており、契約者にとって有利ではない内容の契約であった。
- (3) 以上のように本件契約において、担当者は契約者に重要事項をきちんと説明せずに不利な内容の契約を締結させているため、契約無効および既払込掛金の返還をすべきであり、既払込掛金1,986,890円から受領した損害共済金55,692円、解約返戻金1,114,061円を差引した817,137円の返還を求める。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件契約は、以下のとおり、適切な推進プロセスを経て締結されたものであるから有効である。
 - ① リーフレット、保障設計書等による保障内容の説明
 - ② 重要事項説明書（注意喚起情報）の説明および交付
 - ③ 約款・事業規約の交付
 - ④ 契約申込書の記入・押印
 - ⑤ 「お申込み内容」の交付
- (2) 申立人の主張に対して、以下のとおり反論する。
 - ① 申込書における「特記」について、事前印字されていないのは、システムの制約によるものであり、担当者が意図的に印字しなかった訳ではない。
 - ② 再取得価額については、評価資料を用いた方法で適切に算出している。
 - ③ 共済金額の設定については、地震や火災における全損ニーズもあり、契約者にとって不利であるとは一概には言えない。

＜裁定の概要＞

裁定手続規則第 16 条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でないと認められるため、申立てを不受理とした。